

泉中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた泉中学校再編整備方針に基づき、泉中学校の赤羽根中学校への統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、泉中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 教育課程、事前交流事業、学校行事に関すること。
- (2) 部活動に関すること。
- (3) 通学体制に関すること。
- (4) P T A組織の運営に関すること。
- (5) 式典事業に関すること。
- (6) その他統合に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員32人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 保護者代表
- (2) 地域住民代表
- (3) 関係学校職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、委員に変更があったときは、その委員の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長の指名による。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、統合準備委員会委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議には、必要により関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員の中から委員長が任命する。
- 3 専門部会の構成は、委員会において決定し、必要に応じて関係者を招集することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。